

鎌 倉 市 令 第 2 3 3 2 号
令和 6 年 (2024 年) 3 月 1 5 日

自主防災組織代表者各位

鎌倉市長 松 尾 崇
(公印省略)

令和 6 年度の自主防災活動育成費補助金について (通知)

日頃から、本市防災業務に御理解御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて本市では地域防災力の強化充実を図るため、自主防災組織が活動を行っていく上で必要な防災資機材等の整備に対して、「鎌倉市自主防災活動育成費補助金交付要綱」に基づき、購入する防災資機材等費用の 2 分の 1 以内を市が負担する補助金交付制度を設けております。

令和 6 年度も 4 月 1 日以降に本市に補助金の交付申請書を提出された自主防災組織から随時、受け付けを開始いたします。

また、申請時に別添「防災資機材等保管場所一覧表」についてもあわせて提出をお願いいたします。これは、補助金の活用状況を把握するとともに、貴自主防災組織における備蓄を含め、本市全体の備蓄状況を把握するためのものですのでご協力をお願いします。別添「防災資機材等保管場所一覧表」は任意様式です。現在、貴自主防災組織で既に一覧表を作成されている場合は、そちらを提出していただいて構いません。

※ なお、本補助金は必ず資機材等の購入前に申請してください。購入後の申請はお受けできません。

ご不明な点は担当までお問い合わせください。

● 補助金の交付申請について

- ◇ 令和6年度の貴自主防災組織への補助額は、貴自主防災組織から補助金の交付申請書を受理した後、総合防災課で精査のうえ決定いたします。補助金の交付申請書の受け付けは令和6年（2024年）4月1日から随時、開始します。なお、令和4年度から申請書の様式が変更になっており、押印（請求書は押印が必要）の必要もなくなりました。ホームページまたは直接窓口で受領できます。また、複数の自主防災組織（連合）で申請することも可能です。
- ◇ 補助対象となる防災資機材や普及・啓発事業等は、「鎌倉市自主防災活動育成補助金交付要綱」において定めています。貴自主防災組織で購入を検討されている資機材が必ずしも補助金の対象になるとは限りませんので、予めご了承ください。
また、補助金の対象となるかご不明の場合には、事業計画の段階（資機材や事業内容の検討段階）で総合防災課まで電話等でご相談ください。
- ◇ 申請後に金額の変更がないように、見積りの時点で十分確認するとともに、添付書類に不足が生じないようにしてください。なお、申請後に金額の変更が生じた場合は、理由書（別様式）の提出が必要になるとともに、再度、申請書および見積書の提出を求める場合があります。
- ◇ 交付申請がありました自主防災組織から随時受け付けを行います。予算執行の状況によりお受け出来ない場合がありますのでご了承ください。なお、防災倉庫の設置等、金額が高額となる場合は早めにご相談ください。
- ◇ 申請前には防災資機材等を購入しないでください。すでに購入した防災資機材等は補助対象になりませんので注意してください。

お問い合わせ先：〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
市民防災部総合防災課
防災担当 高橋・郷原
TEL 23-3000
FAX 23-3373